

## [事案 24-139] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 4 月 16 日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反により契約解除となったことを不服として、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 6 月、特定疾病保険、介護保険、入院保険等 7 契約に加入するにあたり、うつ病による通院・入院歴を募集人に話したが、「完治しているみたいだし、今通院していないなら、告知書は『いいえ』にマルをして大丈夫です」と言われ、そのとおりにした。しかし、その後、告知手続について友人からおかしいと指摘されたため、平成 24 年 3 月に自ら保険会社に問い合わせ、要求されるままに再告知をしたところ、告知義務違反により契約解除となった。納得できないので、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

募集人は、告知時、申立人の健康状態の異常を口頭でも聞いておらず、募集人による不告知教唆は事実ではない。また、申立人は平成 22 年 7 月、告知手続を面接士扱いにて一部追加契約（収入保障保険・個人年金保険）を申込んでいるが、その際、面接士にも健康状態の異常を全く告知していない。よって、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、本件の争点を募集人による不告知教唆の有無と整理し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項により、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立約款によると、告知義務違反があっても、保険契約が責任開始期の属する日から起算して 2 年を超えて有効に継続したときは、保険会社は保険契約を解除できないと規定されているところ、本件では、あと約 3 か月間待てばこの期間が経過するという時期（平成 24 年 3 月）に、申立人自ら保険会社に照会し、同月 23 日に再告知している。
- (2) 申立人が追加申込みした契約の告知は生命保険面接士扱いとなるため、通常の告知書の作成は不要である。それにもかかわらず、募集人は、生命保険面接士による面接告知（平成 22 年 7 月 23 日）に先立つ同月 17 日に、申立人に通常の告知書を作成させており、同告知書の作成目的が不明である。この点、募集人は事情聴取において、「（面接士扱いであっても通常の告知書が必要であると）当時は誤解していた」と述べているが、説得性に欠ける。
- (3) 保険会社提出の答弁書によると、募集人は保険会社に対して、「申立人の病歴については一切口頭でも聞いたことがない」と述べていることが窺われるが、募集人は事情聴取において、「実際、この告知書をいただいたときの状況を、きちんと覚えていない」、「この告知書をいただいている段階での記憶がない」と述べており、一貫性に欠けているように思われる。これに対し、申立人は、契約締結当時（告知書作成当時）の状況について、以前から具体的かつ克明に説明しており、事情聴取においても同様である。
- (4) 上記の事情によると、不告知教唆とまでは言えないとしても、告知書の作成に際して、募

集人の言動に不適切な要素があった可能性を否定することはできない。